

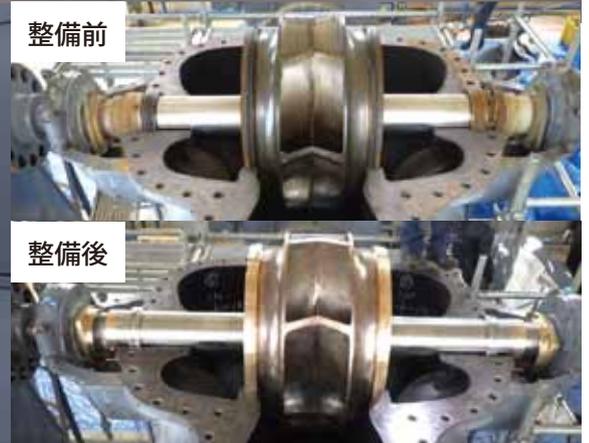
亀田郷土地改良区
 新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号
 〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
 ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者
 理事長 杉本 克己

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



令和3年度 団体営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)
 両川揚水機場2号ポンプ分解整備工事



2号ポンプ

整備前

整備後

この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

主な内容

- 令和4年度予算概要・管内事業
- 令和4年度通常総代会（書面）開催報告
- 小杉地区ほ場整備推進協議会の取り組み

組合員数 4,404人 (令和4年3月31日現在)

横越	916	大江山	783	亀田	694
両川	460	曾野木	481	鳥屋野	112
山潟	215	石山	204	大形	539

理事長あいさつ

土地改良区の役割

理事長 杉本 克己



皆様には日頃より亀田郷土地改良区の事業運営につきまして、ご支援ご協力を賜り感謝を申し上げます。

さて、今年の米作りも順調に進んでいることと思います。去年は8月に米価が激減、思わぬ収穫の秋を迎えたことと思います。原因は米の過剰生産による需給バランスの崩れです。農水省の統計の数字を使い計算すると米を作る労働に対する時給が640円になりました。このままでは稲作農業は守れない危機的な状況です。

これを変えるには米の生産量を減少させなければなりません。我々は、日本の主食を作っている自負がありました。しかし、日本の米の需要が690万トンですが麦の国内消費は600万トンです。量的に見てもうすぐ逆転しそうですし、金額的には圧倒的にパンやラーメンなどの小麦が上回っています。もうすでに日本の主食は小麦だと言っても間違いは無いと言えます。余っている米をつかって価格維持に政府はがんばれ。と言っても、それは無理なことだということを去年の米価は示しています。

農水省の発表で令和4年の所得の見通しが出ています。10アール当たり米は、所得13,000円、労働時間23時間。小麦53,000円、5時間。大豆50,000円、7時間。

いつまでも米だ米だ、と言っていると我々は生活さえできなくなる恐れがあります。

亀田郷土地改良区の役割は、小麦でも野菜でも果物でもなんでも作れる農地を作り上げることです。皆様とともに楽しく明るく暮らせるように願ってやみません。

令和4年度 予算概要

当改良区は平成31年度（令和元年度）の土地改良法改正に伴い複式簿記会計を導入しましたが、令和4年度予算は、法改正の完全施行に沿って、新たな土地改良区会計基準に従って、予算編成を行いました。

令和4年度収支予算は、総括で14億6290万円、一般会計で14億3525万円です。一般会計で比較すると前年度の18億3573万円に対し、4億48万円、22%の減となりました。主な要因は、用排水路移設補償工事費2億6700万円の減、定年退職者減少及び人件費減少による一般管理費1億40万円の減、新会計基準適用に伴う基金積立重複額除外による9221万円の減などです。

——予算編成の重点——

1. 事業展開

(1) 圃場整備の推進

事業2年目に入った小杉地区の県営経営体育成基盤整備事業が事業費5000万円、この分担金500万円を負担します。また、低コスト圃場整備事業のモデルとするため、上早通地区で水利施設等保全高度化事業を施行し、事業費200万円を実施計画を策定します。

(2) 用排水施設の計画的な補修更新

施設の年度別整備計画に基づき、優先度の高い施設から事業化しています。本所排水路護岸改修のため県営基幹水利施設ストックマネジメント事業で事業費1億3000万円、この分担金1950万円を負担します。また、団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業等で、両川揚水機場・早通排水路・清五郎上流排水路・大淵排水路上流部等の補修を事業費3570万円で行います。

(3) 適切な農業水利施設の維持管理

電気料金の急激な高騰に対応して、揚水機場や臨時ポンプの電気料を前年実績額の3割増に対応できるよう、増額計上しています。

2. 事務運営

(1) 人件費

定年退職者を新人で補充し人件費を3000万円削減しつつ業務体制を維持する計画としました。さらに、多面的交付金事務受託の受託費率を引き上げ、人件費に充当できる金額を800万円増額計上しました。

(2) 分区運営費

地元で徴収する入作分区費に代わり、本部から工区経由で分区へ支出する分区運営費を、本年度から4144万円計上しました。

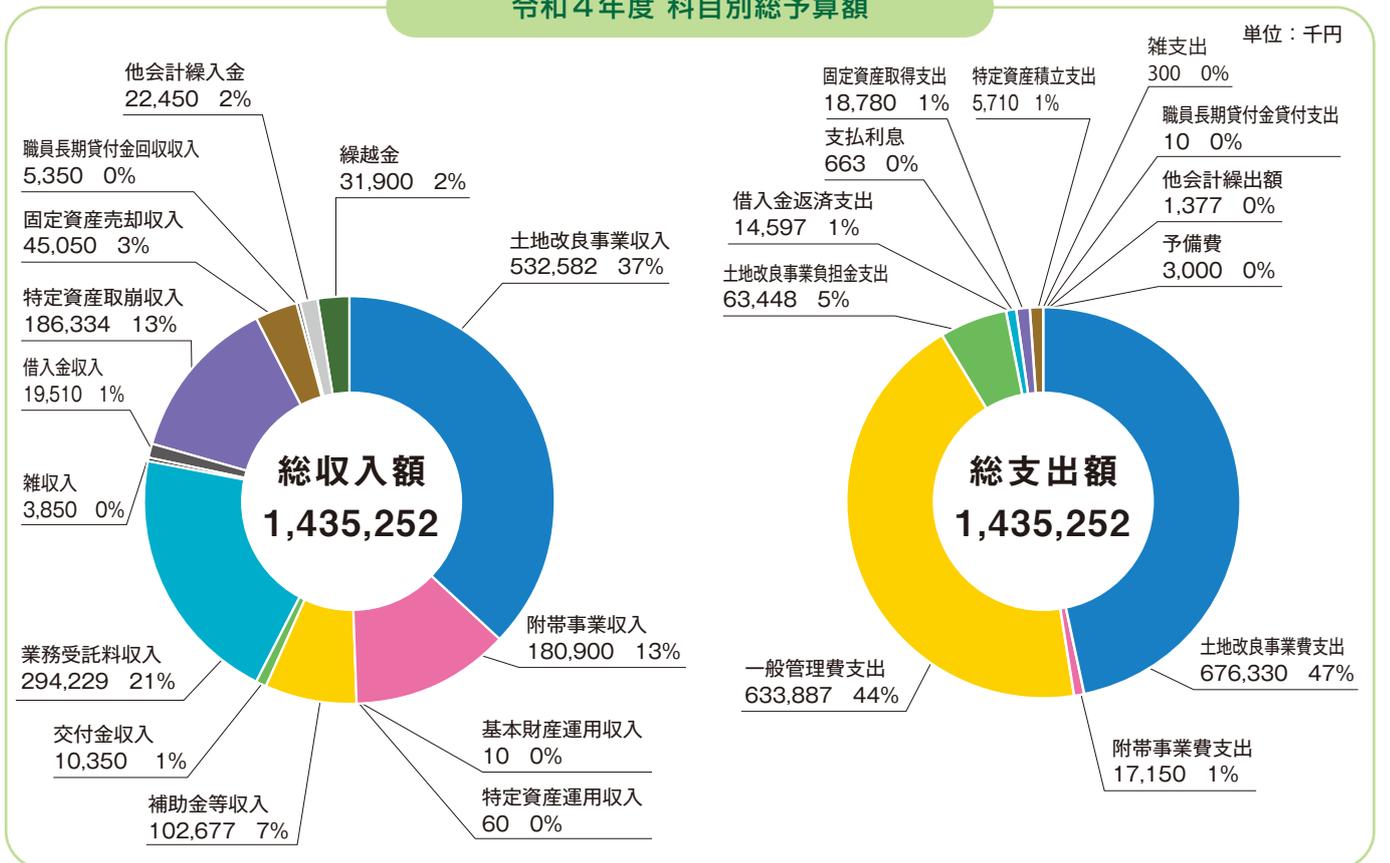
3. 収入計画

(1) 組合費賦課金等

令和4年度の賦課面積を4142ヘクタール（前年度比約4ヘクタール減）と試算し、賦課金単価を前年度同様10アール当たり11,500円に据え置きました。また、その他の収入計画は前年度までの収入実績を踏まえ、決済金2500万円、他目的使用料2860万円、払い下げ4500万円としました。

以上の様に、必要な事業展開と、事務運営や予算編成を改善し、賦課金の前年水準継続と財政の持続性を保っています。今後とも持続可能な事業展開と健全な財政運営により、地域農業の発展に貢献し組合員のみなさまの負託に応えてゆく所存です。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度 科目別総予算額



令和4年度 管内事業

【県営事業】

基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区は、本所排水路改修工事を実施します。

地盤沈下対策事業は、新潟南部 8 期、亀田郷阿賀、新潟中東の 3 地区において、阿賀用水路、山ニツ排水路、大形用水路の 3 路線の改修工事、阿賀幹線用水路付帯工などを実施します。

湛水防除事業新潟東部地区は、本所排水機場ポンプの整備工を実施します。

経営体育成基盤整備事業小杉地区は、換地原案作成、地質調査を実施します。

【団体営事業】

農業経営高度化支援事業小杉地区は、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産を担う農業構造の確立を図るための活動を支援する事が目的で、県営経営体育成基盤整備事業のソフト事業として実施します。

水利施設整備事業は、両川揚水機場、早通排水路 1 期、清五郎上流排水路 1 期、大湖排水路（上流部）の 4 地区を実施します。両川揚水機場の 1、2 号電動機分解整備、早通排水路ほか 2 路線の測量・設計を実施します。

耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）亀田郷第 5 地区は、簡易圃場整備（区画拡大・暗渠工事）を実施します。

県単農業農村整備事業二本木排水機場地区は、1 号エンジン

の分解整備を実施します。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）亀田郷第 10 地区は、用水路 4 路線、排水路 2 路線の機能保全計画を策定します。

水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）上早通地区は、同地区 5 ha を圃場整備するための実施計画を策定します。

土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業は、竹尾揚水機場の P C B 廃棄物を収集、搬出します。

【その他事業】

土地改良施設維持管理適正化事業は、定期的な施設の補修整備に対応するため、計画的に加入・施工を行っています。本年度は蔵岡揚水機場のバイパス弁取替と山ニツ第 3 ポンプ場の水中ポンプ及び操作盤の取替を実施します。

国営造成施設管理体制整備促進事業阿賀野川左岸地区は、地域における用排水路の維持管理活動の体制強化を図り、維持管理費の負担軽減につなげます。本年度は大石排水路水質浄化用ポンプの分解整備（ポンプ 2 台、電動機 2 台）を実施します。

多面的機能支払交付金は、支援業務を土地改良区が受託し、支援室において地元活動組織と連携しながら、円滑な事業の推進に務めます。

ほか、機場管理、浄化用水・環境用水の導入、用排水路移設補償工事等、新潟県・新潟市と協力しながら事業を推進します。

令和 4 年度 補助事業等実施計画

(単位：千円)

区分	事業名	地区名	新規継続	実施年度	R4 事業費			R4 改良区負担額	概要
					R3 補正額	R4 割当額			
県営	基幹水利施設ストックマネジメント事業	亀田郷	継続	H26～R6	57,800	55,800	2,000	8,670	本所排水路改修
	地盤沈下対策事業	新潟南部 8 期	継続	H21～R5	71,000	16,000	55,000		阿賀幹線用水路付帯工、家屋事後調査
	地盤沈下対策事業	亀田郷阿賀	継続	H28～R7	181,000	107,000	74,000		阿賀用水路改修
	地盤沈下対策事業	新潟中東	継続	H30～R8	316,600	244,000	72,600		山ニツ排水路改修、山崎排水路仮設道路、大形用水路改修
	湛水防除事業	新潟東部	継続	R2～R10	326,000	324,000	2,000		本所排水機場ポンプ整備工
	経営体育成基盤整備事業	小杉（1 期）	継続	R3～R9	50,000	40,000	10,000	5,000	換地原案作成、地質調査
団体営	農業経営高度化支援事業	小杉	継続	R3～R11	2,721		2,721	1,361	高度土地利用調査・調査事業関連一式
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	両川揚水機場	継続	R2～R5	12,000		12,000	1,800	両川揚水機場 1、2 号電動機分解整備
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	早通排水路 1 期	新規	R4～R6	9,000		9,000	1,350	測量・設計
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	清五郎上流排水路 1 期	新規	R4～R7	8,000		8,000	1,200	測量・設計
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	大湖排水路(上流部)	新規	R4～R6	5,000		5,000	750	測量・設計
	耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）	亀田郷第 5	継続	R3～R4	7,942		7,942		簡易圃場整備（区画拡大・暗渠排水）
	県単農業農村整備事業	二本木排水機場	新規	R4	13,200		13,200	1,449	二本木排水機場 1 号エンジン分解整備
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）	亀田郷第 10	新規	R4	14,800		14,800		用水路 4 路線、排水路 2 路線 機能保全計画策定
	水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）	上早通	新規	R4	2,000		2,000		上早通地区 5 ha 実施計画策定
土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業	-	新規	R4	437		437	219	竹尾揚水機場 P C B 廃棄物収集運搬一式	
その他	土地改良施設維持管理適正化事業	蔵岡揚水機場	新規	R4	3,000		3,000		蔵岡揚水機場バイパス弁取替
	土地改良施設維持管理適正化事業	山ニツ第 3 ポンプ場	新規	R4	8,500		8,500		山ニツ第 3 ポンプ場水中ポンプ及び操作盤取替
	国営造成施設管理体制整備促進事業	阿賀野川左岸	継続	H12～R4	51,736		51,736	9,463	強化支援費、大石排水路水質浄化用ポンプ分解整備（ポンプ 2 台、電動機 2 台）
	多面的機能支払交付金(農地維持)(資源向上(共同))	東・中央・江南部会	継続	H26～R5	172,279		172,279		8 工区（10 組織）
	多面的機能支払交付金(資源向上(長寿命化))	東・中央・江南部会	継続	H26～R5	54,869		54,869		6 工区（6 組織）
受託事業 (用排水路移設補償工事、用排水路移設補償工事設計業務)	新潟中央環状線他	新規 継続	R4	188,000		188,000		用排水路移設補償工事 2 地区、 用排水路移設補償工事設計業務 2 地区	

この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

令和4年度 通常総代会開催報告

令和4年3月22日に令和4年度通常総代会を開催しました。

新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえ、開催は必要最小限の構成とし、書面議決による開催とさせていただきます。

予め総代の皆様より書面にてご承認をいただき、議長に丸山日出雄総代（亀田）、副議長に三膳武彦総代（石山）、議事録記名人に八木英市総代（大江山）と小林耕四郎総代（烏屋野）の出席と、総代の皆様から提出いただいた書面議決書により令和4年度収支予算案ほか21議案について、原案どおり議決及び承認いただきました。

令和4年度 通常総代会（令和4年3月22日）

付議事項

- 認第1号 専決処分の承認について
- 議第1号 団体営両川揚水機場地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の変更について
- 議第2号 団体営亀田郷第5地区耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）の変更について
- 議第3号 令和3年度受託事業（用排水路移設補償工事）の変更について
- 議第4号 令和3年度収支補正予算案について
- 議第5号 団体営早通排水路1期地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の施行について
- 議第6号 団体営清五郎上流排水路1期地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の施行について
- 議第7号 団体営大淵排水路（上流部）地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の施行について
- 議第8号 県単二本木排水機場地区農業農村整備事業（農地防災）の施行について
- 議第9号 団体営亀田郷第10地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）の施行について
- 議第10号 団体営上早通地区水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）の施行について
- 議第11号 令和4年度土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業の施行について
- 議第12号 令和4年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の加入について
- 議第13号 令和4年度受託事業（用排水路移設補償工事）について
- 議第14号 令和4年度受託事業（多面的機能支払交付金事業支援業務）について
- 議第15号 全国土地改良事業団体連合会への加入について
- 議第16号 規約の一部改正について
- 議第17号 会計細則の一部改正について
- 議第18号 令和4年度賦課金について
- 議第19号 令和4年度収支予算案について
- 議第20号 令和4年度長期借入について
- 議第21号 令和4年度基金積立金の一時流用について
- 議第22号 令和4年度賦課金の徴収期日および方法について



短 信

10月15日 事業部会	12月1日 理事会	2月9日 総務部会
20日 北陸農政局長意見交換会	〃 亀田郷地域センター理事会	14日 理事会
25日 総務部会	10日 監事会	24日 監事会
27日 理事会	14日 ほ場整備事業調査地区要望説明会	
28日 監事会	15日 工事入札	3月2日 理事会
	〃 事業部会	3日 土地改良区理事監事合同研修会
11月5日 監事会（中間監査）	16日～18日 役員研修	14日 水利調整委員会
8日 亀田郷用水管理委員会総会	22日 職員昇給・昇格審議委員会	22日 通常総代会（書面開催）
12日 理事会		〃 監事会
26日 臨時総代会	1月24日 監事会	25日 亀田郷用水管理委員会総会
29日～30日 新潟市土地基盤整備促進協 議会北陸農政局提案要望	26日 理事会	〃 理事会
	〃 総務部会	

小杉地区ほ場整備推進協議会の取り組みを紹介

県営経営体育成基盤整備事業（A=258.6ha）の推進を目的として、平成29年に「小杉地区ほ場整備推進協議会（会長 青木 清）」は設置されました。同協議会は、地権者・耕作者の方々の様々な要望の取りまとめを行っており、事業計画を作成する新潟県へ、それら要望を伝える役割を果たしています。

協議会内には、ほ場整備を進めるための3つの専門委員会（工事委員会、換地委員会、営農委員会）を設け、理想的なほ場が完成するよう会議を重ねています。



4年度の取り組み

《工事委員会》

ほ場の規模・規格や農道、用排水路の規格・位置等について、要望をとりまとめ、計画図を作成します。

《換地委員会》

昨年度実施した個人アンケートの結果をもとに、換地原案づくりを行う予定です。

《営農委員会》

ほ場整備事業では、園芸面積を一定数増やさなければならぬため、令和元年から園芸技術の習得のため、玉ねぎやキャベツの試験作付けを実施しています。

令和4年度は、玉ねぎ20a、キャベツ20aを予定しています。

滋賀県愛西土地改良区、フクハラファーム視察

昨年12月16日役員研修で、滋賀県の愛西土地改良区と有限会社フクハラファームを視察しましたので紹介します。

【愛西土地改良区】

愛西土地改良区は、滋賀県彦根市の北は宇曾川、南は愛知川に挟まれ、西は琵琶湖の接した地区面積1,521ヘクタールの土地改良区です。組合員数は1,852名、準組合員制度を全国に先駆けて取り入れ、準組合員は778名となっています。賦課金は耕作者が経常費と維持管理費を所有者が施設管理費と更新事業費を負担しています。愛西揚水地区を見ると耕作者が5,000円、所有者が1,500円、ただし暫定で1,500円減額しているため本来は8,000円ですが、新潟市内平均10,128円を大きく下回っています。

昔から、排水に苦勞した地域ですが、排水は琵琶湖に直接排水し、その放流調整（水位維持）は国土交通省が行っているため、農家負担がないことから賦課金が安いとされます。

土地改良区事務所と併設した愛西揚水機場には水管理システムが整備され、揚水ポンプと分水工は超音波流量計と圧力計で琵琶湖からの取水と各支線への用水の配分をきめ細かく操作しています。

用水は末端パイプラインの整備率が9割弱ですが、排水路は亀田郷と同じく柵渠排水路、圃場は昭和30年代から40年代にかけて団体営や県営で整備されたままで狭小なため農地耕作条件改善事業や県営経営体育成基盤整備事業で区画拡大に取り組んでいます。



【有限会社フクハラファーム】

フクハラファームは、先代社長が土地改良区を中途退職して設立した農事組合法人です。現在は215ヘクタールの圃場で複合経営、二毛作に取り組み、いまは従来の米麦大豆から米麦キャベツに移行しています。

農産物販売額は約3.6億円、役員2名従業員14名の30代が中心の若い組織です。

経営理念として地域農業への貢献を掲げており、農地集積では担い手のいない集落からの農地を預かることを基本としています。

米作りのモットーは基本的技術の励行で、低コスト・高収量で高収益を目指しており収量600キログラムを維持しています。売れないものは作らない主義で契約栽培が70パーセントをしめています。

区画の拡大と直播の導入により水稻の作業時間を3割削減し、余った労働時間を春キャベツの導入や、キャベツの秋取りへ分配し利益の拡大を図っています。大区画圃場でこそオートトラクタやGPS搭載作業機が生きてくることから、補助事業に頼って待っていても物事が進まないことから、区画拡大と暗渠排水を自力施工で行っています。

コロナが収まっても米価も米の需要も戻らないととらえ、更なるコスト削減と収益の確保が必須であると考え、複合経営の加速と大区画化を進めています。

また、真の経営継承に向けて、創業者のノウハウの見える化と生産技術のみならず販売や経営管理のルール作りを進めているそうです。



土地改良区からのお願い

亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力頂きまして大変ありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われておりますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果下流地域の用水不足にとどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましては掛け流しをしない適正な取水管理をしていただきたくよろしくお願い致します。

道路、用排水路の地先管理を徹底してください

多くの分区では、運営や道水路維持管理の経費に当てるため、組合員の皆様から分区費を徴収していました。他工区からの入作者は、共同活動に参加しないため郷内一律の2,500円/10アール、同一工区他分区からの入作者に対しても金額は様々ですが同様の取り扱いとなっていました。令和3年度からこれらの分区費・入作分区費を廃止しました。

このことにより、所有及び耕作する農地と周りの道路水路を各々の組合員が地先管理（除草・泥上げ）することになります。周りの迷惑とならないよう、日頃から農地、道水路の管理を心がけてください。また畔の草刈りが不十分な方もいらっしゃいますので道路水路の除草と合わせて徹底してください。

＊地先管理の範囲とは 耕作する農地に面した用水路・排水路・道路



不法投棄の防止にご協力お願いします

例年、農道・水路に一部の心無い人によってさまざまな廃棄物が投棄されて農地を取り巻く環境が脅かされ、施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費用も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区へご一報ください。

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について

当土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「組合員資格得喪通知書」を提出ください。

農地の転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「農地転用等の通知および地区除外申請書」を提出し、決済金のご負担をお願いします。

◆決済金とは

- 区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路、水路等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。
- 決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- 令和4年度の農地転用に伴う決済金は、右のとおりとなります。

田	622,000円（10a当たり）
畑	155,000円（10a当たり）
地目変更 （田から畑）	467,000円（10a当たり）

他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

1. 使用料（5年分）

- 乗入れ（橋など）
1㎡当たり 7,200円／5年間
- 浄化槽排水
1人槽当たり 1,800円／5年間
- ガス管・上下水道管
家庭引込 免除

2. 消費税（現行10%）

手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel（エクセル）とWord（ワード）をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、原則として耕作者を組合員とするべく啓発を進めてまいります。ただし、土地所有者が組合員になれないというわけではありませんので、土地所有者と耕作者の間で話し合ってください、いずれかとなるようご協力をお願いいたします。

木戸病院健診センター 健康管理助成のご案内

亀田郷地域センターでは、「生涯健康管理」を推進するため、木戸病院健診センターでの半日ドック受診について、助成金を交付しています。

木戸病院健診センターでの半日ドックをご予約の際、「亀田郷土地改良区の組合員である（または、組合員の同居家族である）」ことをお申し出ください。受診後の支払い時に、助成額を差し引いた金額で、健診料が請求されますので、請求額をお支払い願います。ぜひこの制度を積極的に活用し、自らの健康管理にお役立てください。

助成上限額：

1人、年1回につき 3,000円

助成対象：

亀田郷土地改良区の組合員 または 同居家族

木戸病院健診センター予約受付番号：025-270-1831（平日11:00～16:30）